特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
6	生活保護に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
光市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
山口県光市長

公表日
令和5年1月30日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・医療・介護扶助等の保護を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 1　保護の実施に関する事務 2　保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、審査又は応答に関する事務 3　職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 4　保護の停止又は廃止に関する事務 5　就労自立給付金の支給の申請の受理、審査又は応答に関する事務 6　保護に要する費用の返還に関する事務 7　徴収金の徴収に関する事務 8　生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 9　医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 10　医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務 11　医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務 なお、9～11については、社会保険診療報酬支払基金へ委託する事務である。
③システムの名称	1　生活保護システム 2　団体内統合利用番号連携サーバー 3　中間サーバー 4　統合専用端末 5　医療保険者等向け中間サーバー等

2. 特定個人情報ファイル名
生活保護受給者情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年法律第27号） 第9条第1項　別表第一の15項 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 （平成26年内閣府・総務省令第5号） 第15条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1　情報提供 （1）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 第19条第8号　別表第二（9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120項） （2）行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8、9、11、12、13、14、17、19、20、21、22、23、24、26の4、27、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55、58、59の2の2、59の3　条 2　情報照会 （1）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 第19条第8号　別表第二（26） （2）行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉総務課
②所属長の役職名	福祉総務課長

6. 他の評価実施機関
なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課　山口県光市中央六丁目1番1号　0833-72-1401
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健部福祉総務課　山口県光市光井二丁目2番1号　0833-74-3004

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ ] 内部監査	[○] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月20日	Ⅰ－５－②	福祉総務課長　杉本　光男	福祉総務課長　讃井　健太郎	事後	平成28年4月1日付人事異動のため
平成29年9月6日	Ⅰ－５－②	福祉総務課長　讃井　健太郎	福祉総務課長　松村　雄之	事後	平成29年4月1日付人事異動のため
平成29年9月6日	Ⅰ－７	総務部総務課　山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1400	総務部総務課　山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1401	事後	平成29年4月1日付変更
令和1年6月28日	Ⅰ－５－②	福祉総務課長　松村　雄之	福祉総務課長	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ	－	新様式への変更に伴い、「Ⅳ　リスク対策」について記載	事後	
令和2年6月10日	Ⅱ－1	平成27年5月18日時点	令和2年5月31日時点	事後	保護評価の再実施のため
令和2年6月10日	Ⅱ－2	平成27年5月18日時点	令和2年5月31日時点	事後	保護評価の再実施のため
令和4年7月22日	Ⅰ－4－②	１　情報提供 （1）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 第19条第7号　別表第二（9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120項） （2）行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8、9、11、12、17、19、20、21、22、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55条 ２　情報照会 （1）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 第19条第7号　別表第二（26） （2）行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条	１　情報提供 （1）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 第19条第8号　別表第二（9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120項） （2）行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8、9、11、12、17、19、20、21、22、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55条 ２　情報照会 （1）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 第19条第8号　別表第二（26） （2）行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条	事後	番号法改正のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月30日	Ⅰ－1－②	生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・医療・介護扶助等の保護を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 1　保護の実施に関する事務 2　保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、審査又は応答に関する事務 3　職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 4　保護の停止又は廃止に関する事務 5　就労自立給付金の支給の申請の受理、審査又は応答に関する事務 6　保護に要する費用の返還に関する事務 7　徴収金の徴収に関する事務	生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・医療・介護扶助等の保護を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 1　保護の実施に関する事務 2　保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、審査又は応答に関する事務 3　職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 4　保護の停止又は廃止に関する事務 5　就労自立給付金の支給の申請の受理、審査又は応答に関する事務 6　保護に要する費用の返還に関する事務 7　徴収金の徴収に関する事務 8　生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 9　医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 10　医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務 11　医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務 なお、9～11については、社会保険診療報酬支払基金へ委託する事務である。	事前	医療扶助のオンライン資格確認の事務開始に伴う変更
令和5年1月30日	Ⅰ－1－③	1　生活保護システム 2　団体内統合利用番号連携サーバー 3　中間サーバー	1　生活保護システム 2　団体内統合利用番号連携サーバー 3　中間サーバー 4　統合専用端末 5　医療保険者等向け中間サーバー等	事前	医療扶助のオンライン資格確認の事務開始に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月30日	Ⅰ-4-②	1　情報提供 (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第8号　別表第二(9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120項) (2)行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8、9、11、12、17、19、20、21、22、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55条 2　情報照会 (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第8号　別表第二(26) (2)行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条	1　情報提供 (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第8号　別表第二(9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120項) (2)行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8、9、11、12、13、14、17、19、20、21、22、23、24、26の4、27、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55、58、59の2の2、59の3　条 2　情報照会 (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第8号　別表第二(26) (2)行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条	事後	
令和5年1月30日	Ⅳ-4	委託しない	十分である	事前	医療扶助のオンライン資格確認の事務開始に伴う変更